

更生保護施設の現状と課題—女性専用施設を中心に

深谷 裕

I. 緒言

本研究の目的は、罪を犯した女性たちが入所する、女性専用の更生保護施設の現状と課題について明らかにし、罪を犯した女性たちを支援するうえで地域社会がどのような関わり方ができるのかを検討することである。

1) 女性受刑者の統計概要

まず始めに、女性受刑者の概要について少し確認しておきたい。入所受刑者の男女比をみると圧倒的に男性が多く、入所受刑者総数（2016年は20,467人）に占める女性の割合はおよそ9.8%、人数にすると2千人程度である。ただしこの割合は、ほんの僅かではあるが年々増加傾向にある。特に窃盗の増加が著しく、2012年には覚せい剤取締法違反を抜いて最も多くなった。2016年時点では、窃盗が45.4%、覚せい剤取締法違反が36.8%となっている。特に窃盗は高齢女性に多い傾向があり、窃盗の増加は高齢女性による犯罪の増加と表裏一体の関係にある。図1は女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移を示しているが、2005年頃から65歳以上の割合が徐々に増加していることがわかる。2016年には、女性受刑者2005人のうち、65歳以上が18.1%に達している。窃盗と覚せい剤取締法違反が多いので、刑期もさほど長くはなく、女性入所受刑者の67.4%が2年以内に出所している。

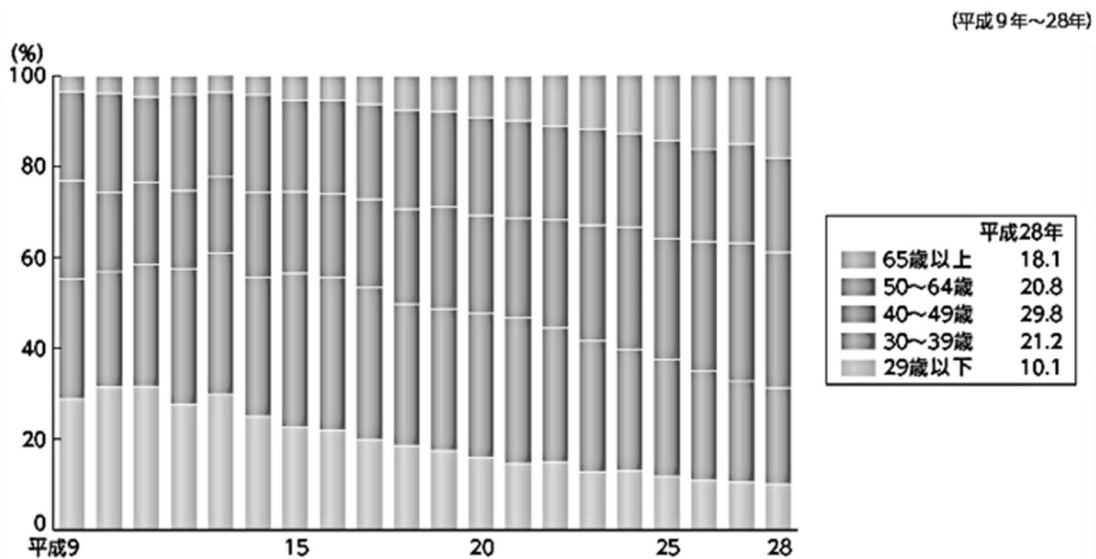


図1 女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移

出典：平成29年版犯罪白書

2) 女性受刑者に対する矯正プログラム

これらの女性たちの中には、過去の虐待や性被害のために心的外傷や摂食障害などの精神的な問題を抱えている人も少なからず含まれているため、社会生活への適応のための支援方策を検討することが求められている。女性受刑者特有の課題に対応した刑務所内での処遇プログラムとして、2015年度から、窃盗防止指導や、自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、自立支援指導や、高齢者指導、家族関係講座といった5種類のプログラムが実施されるようになっている。このうちの、たとえば窃盗防止指導は、窃盗に至った自分自身の問題について、身近な人との関係性の観点から振り返り、自己理解を深めさせることや、自己肯定感を高め、適切な自己表現力を身に付けさせること、そして窃盗をしない生活を送るための具体的な方法を考えさせることを目標とし、グループワーク形式で行われている。

ただし、刑務所の中での、これらの取り組みの効果を上げるためには、出所後地域に出てもプログラムを継続して行われる必要があるのだが、現時点ではそれが必ずしも容易ではない。言い渡された刑期が満了すれば、その後は一市民として生活して行くことになる。特定の矯正プログラムや更生プログラムが再犯防止に効果的であったとしても、一市民である彼らに対して、強制的にこれらのプログラムを受けさせるということは不可能である。受刑期間を過ぎた後も自発的にプログラムを受けることは可能ではあるが、継続的に受ける必要性をすべての人に認識してもらうのは難しいし、また仮にすべての人が継続的にプログラムを受けたいと希望したとしても、現段階では提供できる態勢が地域に整っていないという問題もある。

3) 再犯防止に向けた施策と民間の役割

その一方で、政府は「安全・安心な社会の実現」に向けて、2017年12月に「再犯防止推進計画」を閣議決定しており（文末資料参照）、罪を犯した者の立ち直り（による再犯防止）支援を「政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題」として位置づけている。すなわち、再犯防止施策の推進が重要課題ではあるが、地域の現状に目を向けると、施策の実行には超えなければならない諸処のハードルが横たわっているということになる。その一つが、保護司、更生保護法人、協力雇用主といった民間協力者の質の向上である。

上記計画では5つの基本方針として、官民の連携協力の確保や、切れ目のない指導及び支援の実施、国民の関心と理解の醸成等を掲げており、これらのことから受刑者が社会復帰し犯罪を繰り返さないようにするためには、民間の協力が不可欠と考えられていることがわかる。つまり、再犯防止施策の重点課題として、就労・住居の確保や、保健医療・福祉サービス利用の促進、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等、全7項目が挙げられているが、これらの施策を実際に遂行していくうえでは、更生保護法人を含

めた民間協力者の活躍が期待されているのである。更生保護事業法第2条7にあるように、更生保護施設とは「被保護者の更生に必要な保護を行う施設のうち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するもの」であり、従来の更生保護施設の主たる役割は、帰住先のない罪を犯した人々の、一時的な居場所にすぎなかった。しかし、上記計画においては「更生保護施設には、かつての宿泊提供支援だけでなく、薬物依存症者その他の処遇困難者に対する処遇及び地域生活への移行支援が求められるなど、その役割が急激に拡大しており、更生保護施設における受け入れ・処遇機能の強化の必要性が指摘されている」と論じており、再犯防止推進に伴い、更生保護施設に期待される役割も、その大きさも変化していることが示されている。

本研究では、女性専用の更生保護施設の2017年現在の取り組みを理解するとともに、施設が抱える課題について明らかにし、罪を犯した女性たちを支援するうえで地域社会がどのような関わり方ができるのか検討する。

II. 方法

九州地域にある女性専用更生保護施設Aに焦点を当て、施設の概要や、支援内容、世代による入所者の特徴、施設が抱える課題等について、資料および職員（社会福祉士、女性、勤務年数7年）からの聞き取り調査をもとに明らかにする。なお、2017年1月段階で、更生保護施設は全国に103ヶ所あり、すべて民間団体が運営している。具体的には更生保護法人、社会福祉法人、NPO法人、社団法人である。その多くは、成人男性を保護の対象としているが、女性や少年だけを保護の対象としている施設もある（男子施設89カ所、女子施設7カ所、男女施設7カ所）。1施設あたりの収容定員は20人前後であり、刑務所や少年院等の矯正施設から出所した人だけでなく、起訴猶予や執行猶予になった人なども一時的に保護する。

III. 結果

1) 対象施設の概要

本調査の対象とした更生保護施設Aは、九州の中心市街にあり、収容定員20名、常勤職員6名、非常勤職員5名、調理職員3名、年間予算6000万円の小規模施設ではあるが、九州、四国、中国地方では唯一の女子専用更生保護施設である。予算の9割は更生保護委託費収入で、残り1割は補助金や寄付金等によるものである。

当該施設の設立経緯は、市内在住の20数名の女性保護司が、帰住先のない女子の更生保護施設をつくろうと申し合わせ、1952年に準備を始めたことが端緒であった。なお、同じ女子対象の更生保護施設であっても、それぞれで特徴があり、更生保護施設Aは「個別

表 1 施設 A の入所者総数 (人)

種別	2014 年	2015 年	2016 年
保護観察	58 (89.2%)	71 (93.4%)	64 (95.5%)
更生緊急保護	7 (10.8%)	5 (6.6%)	3 (4.5%)
計	65 (100%)	76 (100%)	67 (100%)

処遇は環境調整の段階から」とのモットーで、施設面接、釈放時の出迎えを行い「入る人にはやすらぎを、出る人には幸せを」と家庭的な温もりのある手作りの処遇に精励しているという¹。

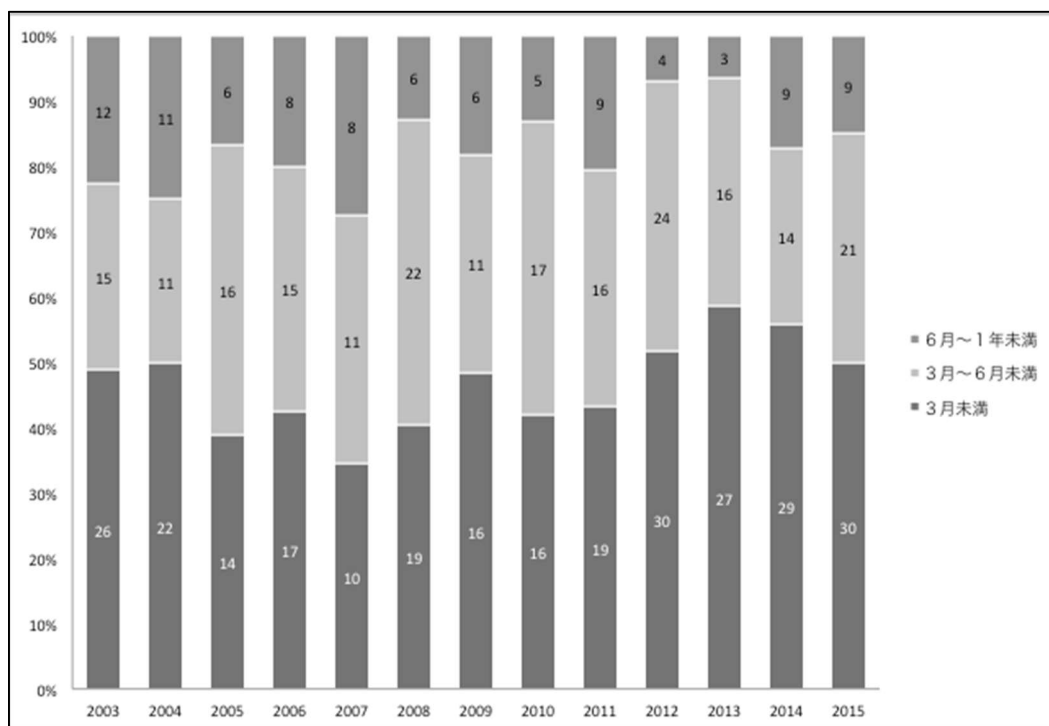


図 2 在寮期間の変化

2) 入所者の概要と支援の内容

表 1 は過去 3 年間の入所者総数を示したものであるが、近年やや増加傾向にある。在寮期間を示した図 2 を見ると、利用者の約半数は 3 ヶ月未満で退所していくことがわかる。半年以上在寮する人は 1 割強にすぎない。また、退所者の 8 割程度は円満退所であり、勧告退所、無断退所、自己退所は少ない。退所後は部屋を借りて一人暮らしを始めることが多いようで、退所先で最も多いのが「借家等」（一人暮らしのアパート・マンション等）であり、親族や知人・友人のところへ行くケースよりも多い（図 3 参照）。

¹ 更生保護 50 年史編集委員会（2000）『更生保護 50 年史』p916.

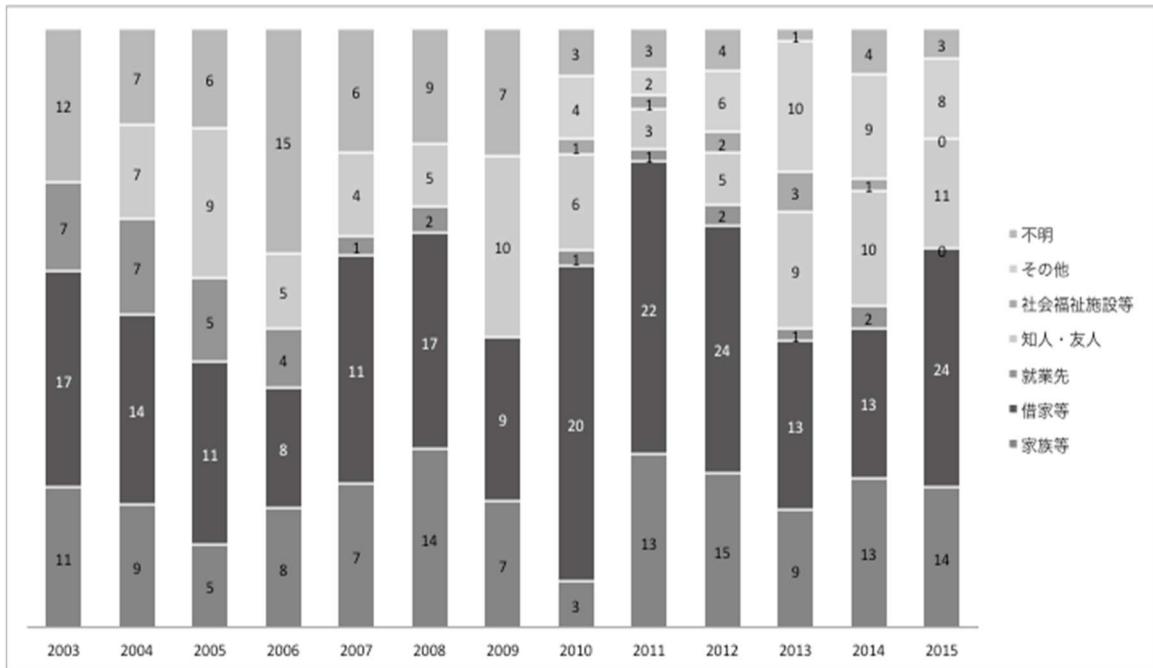


図3 退所先の推移

出所女性の多くは、地域での居場所がない、あるいは家族や地域とのつながりが弱くなっている傾向がみられる。たとえ生まれ育ったところであっても、受刑のために住まいや職を失うことが多く、薬物依存症を抱える人にいたっては、薬物使用者としか交友が続き、再犯の一因になっている面がある。以下では、更生保護施設 A の支援員を対象にした聞き取り調査から得られた、入所者全体を対象とした具的支援内容と入所者の世代による特徴等について詳述して行く。

①具体的支援内容

・生活指導

生活指導の目標は、施設のきまりを守ることが大きな柱となる。門限を守ること、飲酒や居室での喫煙の禁止、整理整頓、早寝早起、清潔を保つ等、基本的な生活習慣を指導することが中心となる。

・就労支援

ハローワークや、刑務所出所者の就労支援を行う法人などと連携をとるが、履歴書を書いたこともなく、就職面接を受けたこともない入所者もいるため、SSTで面接のロールプレイをすることもある。また、もともとの居住地から離れて入所している人や、軽度の知的障害が疑われる入所者にも、面接地までの交通機関の利用の仕方や面接地までの行き方を事前に練習したりすることもある。

・福祉的・医療的支援

医療や福祉サービスの利用に関しては、生活保護担当課のケースワーカーに相談したり、社会資源の紹介や、受診の同行などを行う。特に精神科受診については、施設での支援に活かすため、症状や服薬についてなどを医師などに尋ね、他の職員とも情報を共有していく必要がある。精神科の薬に対する依存傾向が強い人が多いため、精神科の薬は事務所で預かり、職員の前で服用することになっている。特定の医療機関と連携し、無料低額診療を活用することができる。ただし、施設を出てしまうと治療を継続することが容易ではない。処方された薬を正しく服用する、定期的に受診して健康管理を心がけるといった基本的なことが出来ない場合が多い。

しがたって、更生保護施設では地域の社会資源までの橋渡しができる支援が必要となってくる。再犯しない生活を続けるためには、精神科受診を継続したり、通所のサービス等を利用して日中の居場所を確保する、つらい時には電話なりメールなり、SOSのサインを出せる場所を確保する、体調不良の場合は精神科入院も視野に入れる等のことができるようになる必要があるのである。また、薬物使用の問題がある場合には、これらに加えて、薬物依存症リハビリ施設や自助グループ等の繋がりが加われば望ましい。最近では、精神保健福祉センターも依存症対策に取り組んでいるので、利用しやすくなっている。

かつては、矯正施設を出所した後に帰る場所がない人に居場所を提供し、働いて得た給料を貯めて、自立のための資金を作るための指導が中心だったが、更生保護施設が就労可能者だけでなく、高齢や障害のある人を受け入れるようになってからは、就労中心の指導だけというわけにはいかなくなっている。実際のところ受刑者には高齢者や障害者も多く、適切な支援をすれば、再犯は防ぐことができるということが知られるようになってからは、更生保護施設入所中に地域での住まいを探したり、安定した社会生活に必要な福祉サービスの導入を積極的に支援するようになってきている。

・フォローアップ支援

更生保護施設退所後、福祉や介護施設に入所した人や、民間のアパート等で単身生活をする際、訪問や通所のサービスを利用する人に対して、施設や自宅を訪問して、生活状況や健康状態などを確認し、助言したり、地域の支援者と情報を共有する等のフォローアップ支援を行っている。更生保護施設 A が薬物処遇重点実施施設ということもあり、薬物問題を抱える人に対して退所後に薬物離脱のプログラムを受けさせたり、来所して相談を受けさせたりということも行っている。フォローアップ支援期間についての規定は無いが、基本的には地域の相談支援事業所や、福祉事業所などの支援が定着したら終了する。しかし、終了後に精神科受診が途絶えたり、音信不通になったしばらく後に、警察などから再犯の連絡を受けることもあり、実際は1年以上など長期の支援は極めて少ない。

保護観察期間は、とても強いブレーキの役割を果たしている。フォローアップ支援の最

中、刑期が満了した当日に、薬物を再使用するケースもある。あるケースでは、逮捕され身柄を拘束されるまでに少し時間があつたため支援を続けたが、施設 A の支援員の他に訪問看護師や、不動産会社の担当者等が関わったことで、感じるものがあつたのか、逮捕後に感謝の手紙が届いた。覚せい剤の再使用は正当化できることではないが、止めたいと思つていても止められないのが現実であり、依存性の高い薬物を断つことは簡単ではないことがわかる。

受刑歴があることを隠さずに話せる相手がいるということは、入所者にとっては安心感となる。更生保護施設の入所期間は短い、入所者にとってはとても印象が強いことのようにある。経験を分かち合い、今、再犯せずに生活していることを評価される喜びを感じているように見受けられる。

政府は、2012 年に「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、2020 年のオリンピック・パラリンピックまでに再犯率の減少目標を数値化しているが、このようなことも、更生保護に対し、社会的な要請が高まってきているという実感につながっている。

②世代別の特徴

・高齢者

施設 A の利用者全体では薬物事犯者が最も多いが、高齢者では窃盗事犯者が多い。若年時から窃盗を繰り返す常習者もいるが、高齢になってから初めて罪を犯す人も少なくない。女性の場合はやはり、「離婚」がキーワードになると考えられる。「離婚」イコール「貧困」であることは多いが、ある程度の年齢までは、子どもや親など家族との縁も続き、元気に働くこともできる。しかし、年齢を重ねそれが難しくなり、子どもが独立したり、親が亡くなったりして、孤独感や無力感がきっかけになることが多いように思われる。その背景に、アルコールや精神科の処方薬などへの依存があるケースも少なくない。

性格傾向は一概に言えないが、娘のような年齢の職員から指導を受けても、果たして心に響くのかと思うこともある。それでも、根気よく話を聴くなどしていくと、職員との信頼関係ができたり、施設に入所中に子どもなど家族との関係が改善し、それがきっかけになって態度が軟化することもある。結婚、出産、育児など生活経験が豊富な分、支援者への共感がうまれやすい印象がある。

・若年者

近年は、若年期から精神科受診歴があつたり、生活保護受給の経験がある利用者が増加傾向にある。義務教育修了後、ニート状態の期間が長く、犯罪に至っている人もいる。そのような人に対して、働く喜びや意義を少しでも感じて欲しいと思ひ支援にあたっているが、売春などで高給を稼いだ経験があつたりすると、地道にお金を稼ぐ重要性を理解してもらうのは容易ではない。高齢者に比べて健康であり、これから新しい家族をつくるな

ど、未来への希望は多いはずだが、それらを手に入れて行くためには、医療や福祉だけではなく、金銭管理、余暇指導、出産、育児など、多岐にわたる支援が必要と思われる。

親の存在が大きいという点も特徴として挙げられる。受刑歴があったり、薬物依存症の親も珍しくない。一方で、経済的に恵まれた家庭に育ち、有名大学を卒業しているような利用者もいるが、そのような人たちも、両親の不仲や親子の関係などに問題を抱えていたり、裕福ゆえに留学先やクラブ等で、覚せい剤ではなく大麻や危険ドラッグ等を使用するケースもある。この点も、学校に行かず、不良交友の中で薬物に親しんでいくといった従来多かったパターンとは変化していると言えるのではないか。

また、摂食障害を抱える入所者も少なくない。矯正施設と異なり、更生保護施設では食事を制限することはできず、人間関係においても、必要以上に支援員に依存したり、自分自身の要望を叶えるために自己中心的な行動をとる等、集団生活での処遇に困難を感じることもある。これまで関わった摂食障害のある入所者に関して言えば、食料品を盗むなど再犯し、再び矯正施設に収容されるケースが多かった。

IV. 考察

ここまで、女性対象の更生保護施設 A における支援内容や入所者の特徴等について論じた。2007年に更生保護法が施行された前後から、成人を対象とした更生保護を巡り、さまざまな取り組みが進められて来た。具体的には、厚生労働省と法務省との連携による刑務所出所者等総合的就労支援対策の開始（2006年4月）、性犯罪者処遇プログラムの開始（2006年9月）、覚せい剤事犯者処遇プログラム及び暴力防止プログラムの開始（2008年6月）、NPO法人全国就労支援事業者機構設立（2009年1月）、厚労省と法務省との連携により高齢・障害により自立が困難な刑務所出所者等への支援策を開始（2009年4月）、自立準備ホーム制度を開始（2011年4月）、更生保護就労支援モデル事業開始（2011年4月）、薬物依存回復訓練の委託制度を開始（2012年4月）、更生緊急保護事前調整の試行（2013年10月）等が挙げられる。

これら一連の改革は、国の責任で行う制度としての法的枠組みを明確化し、指導監督面を中心に国が適切に関与して行くという方向性と、従来、個別的な調整や援助として行われることの多かった社会復帰支援の面について、関係機関・団体等との連携を強化し、社会的な仕組みとして構築して行くという二つの方向性が見出せる¹。

更生保護施設は、後者すなわち関係機関・団体との連携をふまえた社会復帰支援の一翼を担っている。それゆえ、本調査結果でも示されているように、更生保護施設職員は単独での支援では不十分であり、公的機関である保護観察所や刑務所だけでなく、病院や訪問看護といった医療機関や、協力雇用主やハローワークといった就労支援事業所、ダルク等の薬物依

存回復支援組織、障害福祉事業所や高齢福祉事業所、不動産関係者等、さまざまな関係機関・団体と協働しつつ支援している。このように、更生保護施設の役割は、地域での生活拠点を確立するまでの短期間、居場所を提供するという役割から、相談・生活指導を行い、地域の社会資源につなぎ、さらに SST や酒害・薬害教育プログラムも行うという、多様でかつ専門的な役割へと変化したのである。

更生保護施設における支援内容の多様化・専門化を受け、政府は社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉や薬物に関する専門職スタッフの配置や、支援員数の充実を図ろうとはしているものの、聞き取りをした支援員からは、現実的には求められている支援内容の多様化と難易度に、スタッフの質の向上が追いついていないという声も聞かれた。また、複数の専門職がいる職場になったのであれば、職員を対象とした定期的なスーパービジョンが必要であると指摘している。

現時点では、高齢者や障害者といった特別なニーズのある人のみが支援計画の対象となっているが、出所者の抱える課題の複雑さに鑑みると、(更生保護施設の滞在期間は短期間になりがちであるとは言え) 場当たりの支援ではなく、いずれは入所者全員に対して支援計画を立て、それに沿って支援していく、そして定期的にモニタリングしながら、ともに退所後の生活まで共に考えていくこと、すなわちケースワーク的な関わりが必要と考えられるのである。

ただし、その一方で更生保護施設はあくまでも「保護」を行う施設であり、「矯正」を目的とした施設ではないことに留意する必要がある。領域の異なる多様な機関との連携により、各機関や各専門職が有している独自の支援目的を見失うことになってはならない。再犯防止という社会の要請を意識し過ぎれば、入所者本人に対する管理監督にとらわれることになり、結果的に本人の社会参加を妨げることにつながりかねない。それぞれの専門分野が大切にしている価値観や人間観を再確認しておく必要がある。

また、立ち直りたいと願う人が、地域の中で居場所を見出し、再犯せずに安定した生活を営んで行くためには、仕事のことだけでなく、住まいや、身体的・精神的健康、家族支援など、さまざまな側面への関与が不可欠になるが、専門職による支援をうまく進めるためには、地域全体の更生保護への理解が不可欠である。たとえば、女性高齢者による窃盗について、聞き取りをした支援員は家族や就労先とのつながりが切れ、孤立感や無力感に陥ることが多いことや、そのことと関連して、アルコールや処方薬などへの依存が見られることを指摘していた。従来の万引き犯は、少年が大半を占めていたため、刑務所を出た後、就労を通じて社会のルールを身につけさせることで、社会復帰を果たすのが一般的であった。しかし、高齢者については年齢の問題もあり、このような従来型の支援だけでは不十分である。認知や性格の問題から、万引きの悪質性について理解させることが難しい

という側面もあるだろう。

出所後に適当な行き場の無い高齢受刑者が再犯せずに、地域社会で生活し続けるためには、専門職による心理的支援や福祉的支援だけでなく、地域の人々の見守りや、周りの人々との緩やかな繋がりが鍵となる。昨今では、地域の福祉課題や地域住民の生活課題は地域全体で解決して行く、いわゆる共助の精神が主流になっているが、ここでいう地域住民の中には、罪を犯した高齢女性のような人々も含まれていることは言うまでもない。罪を犯した人々に対する偏見は、いまだに根強く残っているが、罪を償い、地域に戻ってきた彼ら・彼女らの社会復帰を支える責任というものは、地域全体にあると言えるのではないだろうか。

V. まとめ

本調査の目的は、女性専用の更生保護施設の現状と課題について明らかにし、罪を犯した女性たちを支援するうえで必要な制度的・個別的関わりについて検討することであった。更生保護法成立の2007年前後から、再犯防止を目的としたさまざまな取り組みが導入されるようになり、それにともない更生保護施設の役割も、かつての居場所の提供や就労を前提とした支援から、積極的な福祉的・心理的介入を図り、多様な入所者の生活の立て直しを全面的に支援することへとシフトしてきた。しかし、更生保護施設の滞在期間は依然として短期であり、また支援員の質の向上もままならない状況にあり、複雑な心理・福祉・医療的問題を抱えた入所者に効果的な支援を行うのは容易ではない。

2000年前半からは、出所後の行き場を確保することに力が注がれ続け、引き受け手のいない出所者の一時的な滞在先として、更生保護施設以外に全国的に自立準備ホームも活用されるようになってきている。しかし、現段階でこれらの施設でまんべんなく総合的な関わりができていないわけではない。

また、必要な支援を提供しているといっても、施設Aの現状が示すように矯正施設で身につけた生活習慣を維持させ、短期間の間に住まいや仕事、金銭、家族関係といった生活の地盤を整えるのは容易ではない。また、「再犯防止」を意図していない他者との自然な緩い結びつきが、結果的に犯罪のない生活の維持につながることもある。したがって、矯正・福祉関係者だけでなく、近隣住民と継続的で緩い関わりが自然発生的にできるような環境をつくっていくことが地域に求められるのである。

¹ 吉田研一郎（2014）「更生保護法施行前後における保護観察実務の動向と今後の展望-成人の保護観察を中心に」『犯罪社会学研究』39, pp7-23.

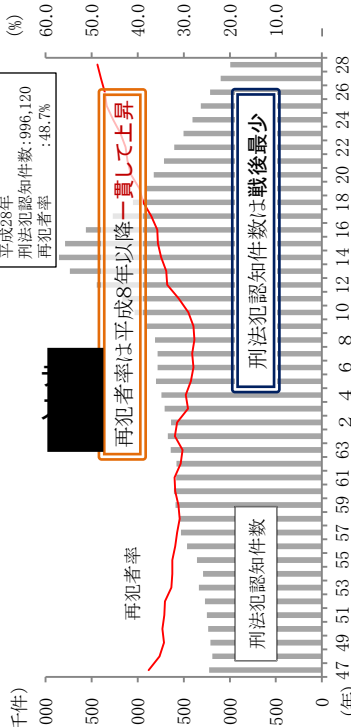
再犯防止推進計画(案) (概要)

計画期間：平成30年度から平成34年度

I 再犯防止推進計画策定の目的

再犯防止推進計画の位置付け

再犯の現状と再犯防止対策の必要性・重要性



安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠

再犯防止に向けた取組の課題

刑事司法関係機関による取組のみでは、限界が生じている



犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援など、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組が重要

再犯防止推進法の制定と再犯防止推進計画の策定

平成28年12月、再犯防止推進法が議員立法により全会一致で成立
外部有識者を含む検討会において、以上のような状況を踏まえた今後の再犯防止施策の在り方について検討

平成29年12月 再犯防止推進計画を閣議決定

5つの基本方針

- 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- 犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等に、犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果、民間団体等の意見を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

「再犯防止に向けた総合対策」、「宣言：犯罪に囚われない・戻さない・戻さない」宣言：犯罪に囚われない・戻さない・戻さない(基準値20%) 宣言：犯罪に囚われない・戻さない(基準値20%)

(総合対策：2年以内再入率の20%以上・減(H33まで)・基準値20%) (宣言：犯罪に囚われない・戻さない・戻さない(基準値20%) 宣言：犯罪に囚われない・戻さない(基準値20%)

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- 就労・住居の確保**
 - 職業訓練・就労支援を充実させるとともに、職場定着に向けたフォローアップを実施
 - 協力雇用主に対する支援を充実させるとともに、協力雇用主の社会的評価向上の取組等を実施
 - ⇒ **国による雇用の推進、協力雇用主の受注の機会の増大等**
 - 就労と福祉の狭間にある者に対し、障害者支援事業やソーシャルビジネスと連携した支援を実施
 - 矯正施設出所後の適切な居住先への調整や、更生保護施設等の一時的住居の確保を更に充実
 - 一時的住居の確保に留まらず、地域社会における定住先の確保に向けた取組を実施
 - ⇒ **住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進等**
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進**
 - 刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関等との連携を強化
 - 刑事司法手続の入口(起訴猶予等)から出口(矯正施設出所)まであらゆる段階で福祉サービスの利用を支援
 - ⇒ **より効果的な人口支援のための刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の在り方の検討等**
 - 薬物事犯者に対する指導等の充実を図るとともに、より効果的な再犯防止の在り方を検討
 - ⇒ **薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした効果的な再犯防止方策の検討等**
 - 薬物依存症の治療・支援機関の整備や自助グループを含む民間団体への支援、治療・支援に当たる人材の育成を推進
- 学校等と連携した修学支援**
 - 学校・地域における児童生徒の非行の未然防止に向けた支援を実施
 - 犯罪・非行による学校教育の中断防止や地域社会で再び学ぶための支援を実施
 - ⇒ **矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実、矯正施設からの進学・復学の支援等**
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導**
 - 適切なアセスメントと特性に応じた効果的な指導等の実施
 - ⇒ **性犯罪者、ストーカー加害者、再犯リスクの高い暴力団関係者等、可塑性に富む少年・若年者、特有の問題を抱える女性、発達上の課題を有する者等に対するそれぞれの特性に応じた指導等の実施**
 - 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方に関する調査研究の実施
- 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進**
 - 保護司、更生保護女性会、BBS会、少年警察ボランティアその他民間協力者に対する支援を実施
 - ⇒ **若年層を含めた幅広い年齢層の民間協力者の開拓、更生保護サポートセンターの設置の推進等**
 - 民間協力者が再犯防止活動を実施しやすき環境の整備を推進
 - ⇒ **更生保護事業の在り方の抜本的見直し、民間資金の活用等の在り方の検討等**
 - 社会を明るくする運動を始めとする広報・啓発活動を推進するとともに、民間協力者に対する表彰を実施
 - ⇒ **民間協力者に対する表彰等**
- 地方公共団体との連携強化**
 - 国が地方公共団体を支援し、地方公共団体による再犯防止の取組を促進
 - ⇒ **地域のネットワークにおける取組の支援、地方再犯防止推進計画の策定等の促進等**
 - 地方公共団体に情報や知見を提供、共有するなどして、国と地方公共団体の連携を強化
- 関係機関の人的・物的体制の整備**
 - 再犯防止関係機関の職員体制の整備や職員研修の充実、矯正施設等の環境整備を実施

4つの成果指標を設定し、本計画に基づき具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 刑法犯検査者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者の再入者数及び再入者率
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率

(総合対策：2年以内再入率の20%以上・減(H33まで)・基準値20%) (宣言：犯罪に囚われない・戻さない・戻さない(基準値20%) 宣言：犯罪に囚われない・戻さない(基準値20%)